

# 茨城町ラムサール条約登録湿地涸沼に 関する条例

茨城町総務企画部新政策審議室新政策グループ係長 郡司 孝紀

## 1 はじめに

茨城町は、茨城県のほぼ中央に位置し、東京都心まで約100kmの距離にある「水と緑に恵まれた田園都市」です。

農業が非常に盛んな地域で、メロン、イチゴ、サツマイモ、トマト、ニンジンをはじめ沢山の農産物が生産されています。

また、町内にある汽水湖の涸沼※では大粒のヤマトシジミ、ハゼ、うなぎ等の水産物も採れ、名産となっています。

緑が多い茨城町ですが、県庁所在地である水戸市と隣接しているためベットタウンとしての顔も併せ持っています。

※涸沼は、茨城県中部の茨城町と鉾田市、大



ラムサール条約に登録された涸沼



名産のヤマトシジミ

茨城町では、関東地方唯一の汽水湖である「涸沼」の優れた環境、存在する動植物、食文化等を将来の世代へ確実に引き継ぐことを目的として「茨城町ラムサール条約登録湿地涸沼に関する条例」を制定した（条例第20号として平成27年6月29日公布、同日施行）。涸沼は、本年5月にラムサール条約湿地への登録を受け、町は自然環境の保全と賢明な利用を推進している。

洗町にまたがる関東唯一の汽水湖で、満潮時には、那珂川・涸沼川を逆流して海水が流れ込む。面積は935ha、湖岸延長は約22km、最大水深6.5m、平均水深2.1mとなっており、全国で29番目の大きさの湖。

## 2 条例制定に至った背景

この条例の制定に至った背景ですが、茨城県、鉾田市及び大洗町にまたがる涸沼が、平成27年5月28日（ラムサール事務局のあるスイス時間）にラムサール条約※の湿地として登録されました。この登録を契機に、ラムサール条約の3本柱（湿地の保全・再生、ワイズユース、交流・学習）についての事項を定め、涸沼の素晴らしい自然環境、魚介類などの恵み、食文化等について再認識し、良好な状態で将来の世代に引き継ぐことが重要であると考えました。

また、ラムサール条約への登録は、世界遺産への登録とは異なり、環境面での評価の結果であるので、一部の関心のある方を除いては、非常に分かりにくいという側面を持っています。

そこで、難しい条約の中身を解説するよりも、より身近な条例において、基本理念等を定めた方が住民への理解が進むのではないかと考え、茨城県ラムサール条約登録湿地涸沼

に関する条例を制定するに至りました。

※正式名称は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。ラムサール条約は、湿原、沼沢地、干潟等の湿地は、多様な生物を育み、特に水鳥の生息地として非常に重要である。しかし、湿地は干拓や埋め立て等の開発の対象になりやすく、その破壊をくい止める必要性が認識されるようになった。湿地には国境をまたぐものもあり、また、水鳥の多くは国境に関係なく渡りをすることから、国際的な取組が求められる。そこで、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用（Wise Use、一般に「賢明な利用」と呼ばれることもある。）を進めることを目的として、1971年2月2日、イランのラムサール（カスピ海沿岸の町）で開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において、本条約が採択された（1975年12月21日発効）。

本条約は、環境の観点から本格的に作成された多国間環境条約の中でも先駆的な存在であり、現在では広く用いられるようになった持続可能な利用（Sustainable Use）という概念を、その採択当初から賢明な利用（Wise Use）という原則で取り入れて

きた。現在は水鳥の生息地のみならず、人工の湿地や地下水系、浅海域なども含む幅広い対象の湿地を対象として、その保全及び適正な利用を図ろうとするものである。

この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（かんすい、注：塩水のこと）であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時



冬期に飛来するオオワシ



3000羽程度が飛来するスズガモ

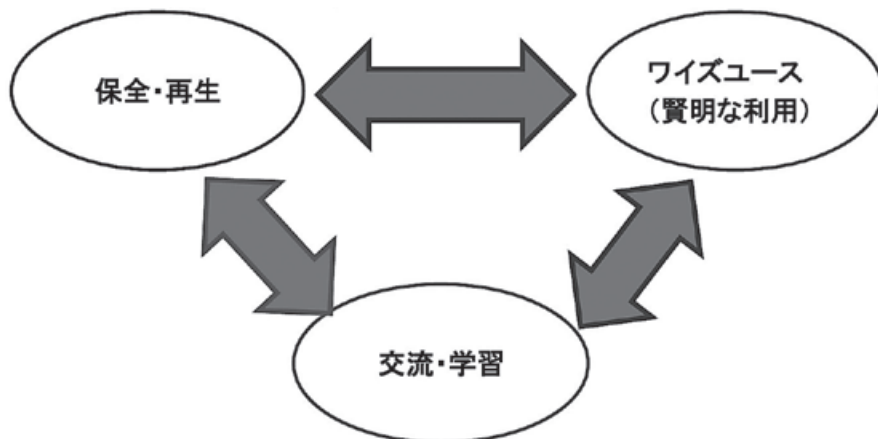
における水深が6メートルを超えない海域を含む。  
日本においては、1980年6月17日に加入書を寄託機関たるユネスコに寄託し、同年10月17日に効力が発生した。(以上、環境省ホームページより抜粋)  
潤沼がラムサール条約に登録された基準は、「国際的に絶滅のそれのある種又は消滅の危機に瀕している生物群集を支える上での重要な湿地」、「動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地」、「水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿



潤沼で発見されたヒヌマイトトンボ

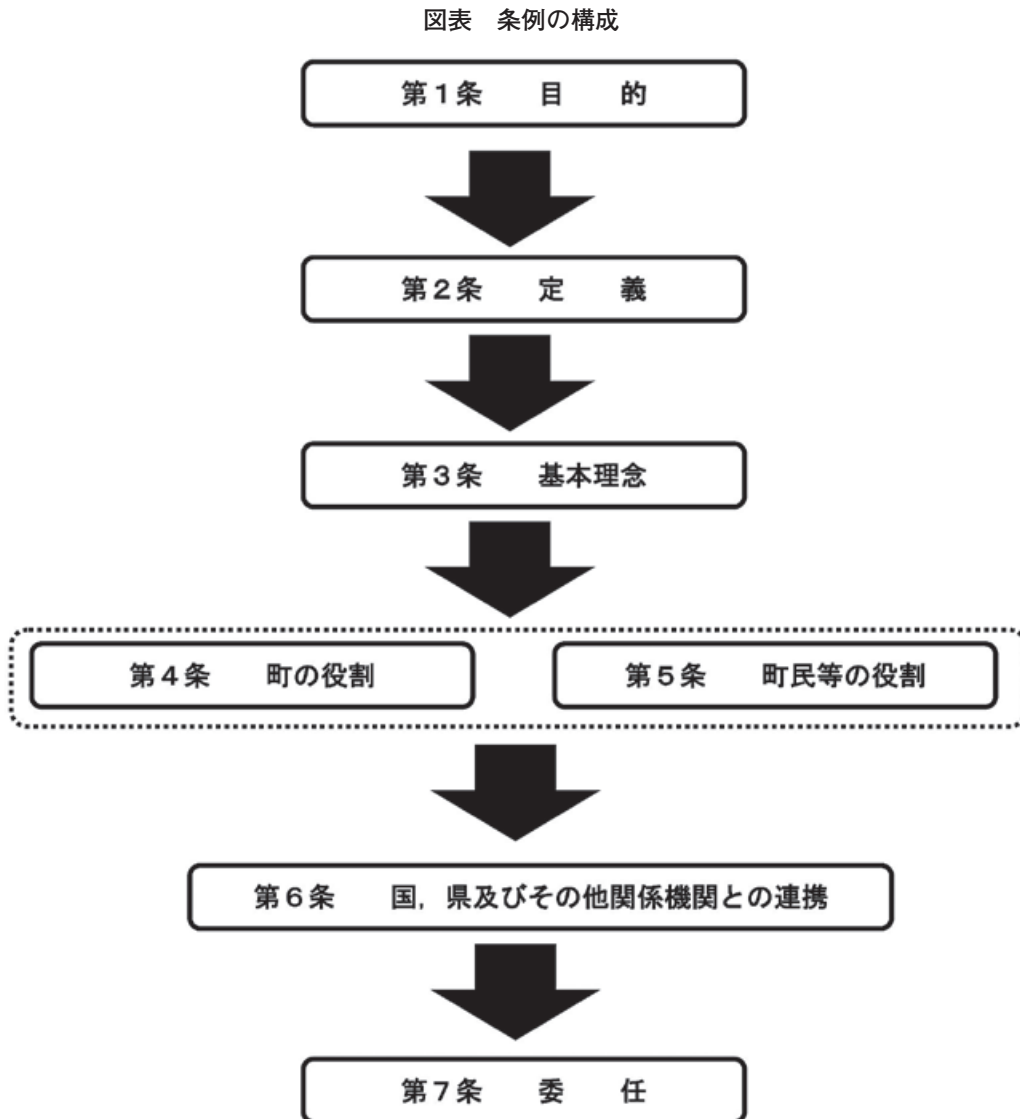
地」であるためです。  
具体的には、絶滅の恐れのあるオオセツカ（スズメ目センニュウ科）が生息していることと、冬期に飛来するスズガモ（カモ目カモ科）が東アジア地域の個体数1%を超える5000羽程度が観測されるためです。

図表 ラムサール条約の3本柱のイメージ図



### 3 条例の構成

条例の構成については、左の図表のとおりです。



### 4 条例の特徴

ラムサール条約を題名に冠する条例は、他には例がなく、この条例が国内初の制定となります。

条例の内容は、涸沼の環境の保全のため、町民等に法的な義務を課す条例ではなく、基本的な方向性や理念を示すものとなっています。

第2条第3号において定義されている「ワイズユース」ですが、一般的には、「賢明な利用」と解されていますが、当町の場合、涸沼を観光や地域振興の核として活用したいことから、そのような意味合いを込めて、「賢明な利用及び活用」としました。

また、涸沼は、茨城町と鉾田市、大洗町にまたがっているため、条例の属地性にも留意しながら作成しました。

### 5 各条文の説明

それでは、これより各論として条例の各条文の説明に移ります。

#### (目的)

第1条 この条例は、ラムサール条約登録湿地涸沼の環境の保全・再生、ワイズユース、交流・学習等に関して、必要な事項を定めることにより、その涸沼の優れた環境、存在する動植物、食文化等を将来の

世代へ確実に引き継ぐことを目的とする。

この条例は、平成27年5月28日（ラムサール事務局のあるスイス時間）にラムサール条約に登録された酒沼（茨城町の区域内に限る。）の環境の保全・再生、ワイズユース、交流・学習等に関して必要な事項を定めて、酒沼の優れた環境、存在する動植物、食文化等を将来の世代へ確実に引き継いでいくことを目的として定めます。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）ラムサール条約 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約をいう。
- （2）酒沼 ラムサール条約に登録された酒沼のうち、茨城町（以下「町」という。）の区域内に存するものをいう。
- （3）ワイズユース 賢明な利用及び活用をいう。
- （4）町民等 町民、事業者及び町内への来訪者をいう。

この条例の中で使われる用語の定義について記載しています。

第1号では、「ラムサール条約」を、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関

する条約」と定義しています。

第2号では、「酒沼」を、一級河川酒沼川のうち、沼（汽水湖）の形状を有している区域（茨城町の区域内）と定義しています。具体的には、平成27年環境省告示第79号により指定された区域のうち、茨城町の区域内をいいます。

第3号では、「ワイズユース」を、酒沼の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に利用及び活用することと定義しています。一般的に、ワイズユースは、「賢明な利用」と訳されますが、茨城町では利用するだけでなく、酒沼を積極的に活用していくことを踏まえ、賢明な利用及び活用としています。

第4号では、「町民等」を、町民、町内に住所を有する事業者、町内への来訪者、町内で事業を行う事業者と定義しています。

（基本理念）

第3条 酒沼は、過去から引き継がれた貴重な財産であるとともに、町民等の憩いの場であり、環境の保全・再生及びワイズユースを行いながら、交流・学習の場を設け、その価値と魅力を理解し、将来の世代に良好な状態で引き継いでいくものとする。

酒沼は、過去から引き継がれた貴重な財産であり、町民等の憩いの場となっています。

その素晴らしい酒沼を、環境の保全・再生、ワイズユース、交流・学習を行いながら、将来の世代に少しでも良好な状態で引き継いでいくことを、この条例の基本理念としています。

（町の役割）

第4条 町は、前条に規定する施策を実施するに当たっては、必要な体制整備、予算措置等を講ずるよう努めるものとする。

町は、酒沼の環境の保全・再生、ワイズユース、交流・学習の場に関する施策を重要な施策と位置付けています。これらの分野は広範囲にわたることから、町内部の関係部局との連携の強化を行うとともに、新たな施策についても引き続き検討していきます。

また、必要に応じて予算、組織体制及び人員について、措置をしていきます。

（町民等の役割）

第5条 町民等は、酒沼の環境を率先して保全・再生するとともに、ワイズユースを心掛け、交流・学習を行い、その価値と魅力を理解するように努めるものとする。

町民等は、酒沼の環境の保全・再生に取り組むとともに、ワイズユースを心掛け、交流・学習を行い、その価値と魅力を理解に努めるよう努力していただきます。

（国、県及びその他関係機関との連携）

第6条 町は、酒沼の環境の保全・再生、

ワイズユース、交流・学習等に関し、国、県及びその他関係機関と連携を図るものとする。

町は、各取組みを実施するに当たっては、国、県及びその他の関係機関との相互の連携や情報交換を図りながら取り組んでいきます。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この条例の施行に関し、必要となる事項については、規則等で定められるように設けています。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則では、この条例が実際に効力を発揮する日を定めています。

## 6 現在の状況と今後の展望

本町では、この条例の施行前から、涸沼の環境保全や観光振興等に関する取組を実施してきましたが、ラムサール条約に登録されたことを契機として、本条例に規定する基本理念等に従い、より一層の施策を展開しています。折しも、ラムサール条約に登録された時期が地方創生という潮流のまったなかであったため、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を用い、観光ポ

ランティアの育成、農家民泊による宿泊受入事業、体験型観光農園の整備事業等を実施しました。

また、涸沼を通じて隣接している銚田市及び大洗町と、ラムサール条約登録湿地「涸沼」を生かした広域観光等推進事業として、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）先駆的事業分（タイプI）を内閣府に申請していましたが、この度、採択をいただきました。

これらにより、今後、隣接市町とも一体となつて、ソフト・ハード両面から色々な取組

を実施してまいります。

また、行政機関だけでなく、各団体、地元大学等とも連携した取組を実施しておりますが、より一層の連携を図ってまいります。

本町では、ラムサール条約に登録されたのは、ゴールではなく、新たなスタートであると位置付けており、過去から引き継がれた貴重な涸沼を、環境の保全・再生及びワイズユースを行いつつながら、交流・学習の場を設け、その価値と魅力を理解し、将来の世代に良好な状態で引き継いでいく取組を進めてまいります。

図表 ラムサール条約登録湿地涸沼に関する事業一覧(抜粋)

案内看板の設置
ボランティアガイドの養成
小中学校における環境学習の場の創設
涸沼写真展の開催
のぼり旗・懸垂幕・横断幕等の設置
プロモーションビデオの作成
住民意識調査の実施
サインボード・マップ等の作成（大学院生の提案による）
野鳥観察台の設置
茨城町涸沼環境フェスティバルの開催
涸沼環境学習会の開催
ハゼ釣り大会の開催
町内小中学校における環境学習シンポジウムの開催
涸沼を題材にしたフォトコンテストの実施
町立公園等のトイレ改修
新たなブランド米の創設
農家民泊による宿泊受入事業（地方創生先行型交付金）
体験型観光農園の整備（地方創生先行型交付金）
観光ボランティア育成事業（地方創生先行型交付金）
ラムサール条約登録湿地「涸沼」を生かした広域観光等推進事業（地方創生先行型交付金：タイプI）
地域おこし協力隊の配置